第七十条の表第六十五条の十五の項中欄中「会議の設置」の下に「、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加え、同項下欄中「相談支援事業」の下に「並びに特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣」を加える。

第七十一条の表第三十四条の六十四の項の次に次のように加える。

第六十五条の十四の四	都道府県	中核市
	派遣並びに意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整	派遣
	当たっては、当該養成及び派遣については、当該派遣に係る市町村相互間の連絡調整については少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行う	当たっては、を行う

第七十一条の表第六十五条の十五の項中欄中「会議の設置」の下に「、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加え、同項下欄中「相談支援事業」の下に「並びに特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣」を加える。

附則第一条の二中「法附則第二十二条第一項」を「平成二十四年三月三十一日において法附則第二十一条第一項」に、「特定旧法受給者」を「特定旧法指定施設に入所していた者であって、同年四月一日以後引き続き当該特定旧法指定施設に入所しているもの」に改める。

別表第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

別表第二号から別表第七号まで中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第二条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」に、「自立訓練（障害者自立支援法」を「自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「が提供」を「又は児童発達支援（児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）若しくは放課後等デイサービス（同法第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）（以下「自立訓練等」という。）が提供」に、「自立訓練を受けること」を「自立訓練等を受けること」に、「同法第四条第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項」に、「に対して」を「又は障害児（以下「障害者等」という。）に対して」に、「自立訓練と」を「自立訓練等と」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、「事業所をいう。）」の下に「又は基準該当児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。）若しくは基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第七十一条の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。）」を加え、「の規定」を「並びに指定通所支援基準第二章第五節（第五十四条の五（第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十七条の規定を準用する部分に限る。）を除く。）及び第四章第五節（第七十一条の四（第二十七条及び第七十条（第一項を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定」に、「適用しない」を「適用せず、指定通所支援基準第五十四条の五において準用する指定通所支援基準第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当児童発達支援計画」と、指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」とする」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中「自立訓練」を「自立訓練等」に、「障害者」を「障害者等」に改め、同項第五号中「自立訓練と」を「自立訓練等と」に、「障害者」を「障害者等」に改め、「をいう。）」の下に「、障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）」を加える。

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第三号、第百六条第一項第二号及び第二項第一号、第百七条第二号並びに第百八条第一号

二　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第三号、第九十六条第一項第二号及び第二項第一号、第九十七条第二号並びに第九十八条第一号

三　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九条第三号

四　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三第一項第一号

五　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）第四条の表二の項

六　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十三条第二号ホ

七　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第一条第三号

八　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第二号

九　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第一条第二項第一号

十　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二条第十三号

十一　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第一条第一号

十二　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）第一条第四十号及び第四十一号

十三　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第二条第二号及び第十三号

十四　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第一条第二項第四号

十五　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六十四条第二項第三号、第六項及び第八項第二号、第六十四条の二第二項第二号及び第三号並びに第七百十条の五第三号及び第四号

十六　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）附則第五条第四号、第五号の二及び第七号

十七　介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）第一条第一項

十八　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）第四条の二第三号